

インフルエンザ予防接種保護者同意書

未成年（15歳以上の高校生）で接種当日に保護者が同伴しない場合

保護者の方へ：必ずお読みください。

- ・ 未成年の予防接種の実施にあたっては、原則、保護者の同伴が必要です。
ただし、高校生（15歳から18歳）の方については、保護者の書面での同意があれば、特に問題のない場合に限り、保護者の同伴がなくとも接種を受けることができます。
- ・ 同意にあたっては、別紙「インフルエンザワクチンの予防接種予診票（裏面）」の注意事項等の内容を十分理解した上で、接種することをお決め下さい。
- ・ 保護者が接種当日同伴する場合、本同意書は必要ございません。

同意書

医療法人社団 福生会
クリア西千葉駅クリニック
院長 殿

令和 年 月 日

1. インフルエンザ予防接種を受けるに当たって、の注意事項等の内容を読み 十分理解した上で、子供が接種を受けることに同意します。
2. 予診票の質問事項の回答は当日の子供の状態に相違はありません。

保護者氏名（自署） (続柄)

接種を受ける人 (生年月日 年 月 日)

住所

緊急連絡先